

2015年(平成27年)9月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について(答申)

2015年(平成27年)8月28日付けで諮問(第763号)された所管する情報処理システムの運用管理に係るコンピュータ処理及びコンピュータ結合について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (2) 条例第19条第2項の規定によるコンピュータ結合を行うことについては「3 審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性及びコンピュータ結合を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2013年(平成25年)5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等、社会保障・税番号制度関連4法が公布された。

この関連4法によって導入される番号制度は、社会保障制度、税制、災害対策等の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。

この番号制度の導入により、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が提供され、行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めるとともに、国民の利便性の向上や、社会保障サービスの向上、課税のさらなる適正化等を実現できるものとされている。

その目的を達成するため、国・都道府県・市町村等の情報保有機関(以下「情報保有機関」という。)の間の情報連携に関する事務として、番号法第19条第7号に定める「情報照会者」が「情報提供者」に対し、同法第2条第14項

に定める「情報提供ネットワークシステム」を利用し、別表第二に掲げる事務について、情報を照会・提供することが規定されている。また、番号法第22条により、「情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。」と規定されている。

本市及び他の情報保有機関の保有する特定個人情報を、情報提供ネットワークシステムを介して情報連携するために、新たに「情報連携中間サーバーシステム」（以下「中間サーバー」という。）及び「団体内統合宛名システム」を導入し、コンピュータ処理及びコンピュータの結合を行うこととなるため、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条並びに第19条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

## (2) コンピュータ処理について

### ア コンピュータ処理の必要性

#### (ア) 中間サーバーにおけるコンピュータ処理の必要性

中間サーバーとは、情報提供の対象となる特定個人情報を保有・管理するとともに、情報提供ネットワークシステムと特定個人情報の授受を仲介する役割を担うもので、全国の地方公共団体が設置し、国の定めた全国統一のデータ形式（データ標準レイアウト）で特定個人情報の情報連携を行う必要がある。

なお、中間サーバーについては、番号法施行令第20条第7項、第21条及び第28条の規定によりコンピュータ処理を行う必要がある。

#### (イ) 団体内統合宛名システムにおけるコンピュータ処理の必要性

団体内統合宛名システムとは、各情報保有機関において複数の業務システム等に登録されている特定の個人を同一人として管理するために、同一個人について一意となる「団体内統合宛名番号」を付番するためのシステムである。

セキュリティ確保の観点から中間サーバーでは、個人番号及び基本4情報は保有しない。そのため、他の情報保有機関との情報連携の際は、「個人番号」を利用せず、番号法施行令第20条第1項に規定される「法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号」（以下「符号」という。）を使用して行うが、符号が各情報保有機関のどの個人かを特定するためには、団体内統合宛名番号と紐づけて中間サーバーで管理する必要がある。

また、団体内統合宛名番号が各業務システムのどの個人なのかを特定するためには、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務システムで管理する宛名情報等を紐づけて管理する必要がある。新たに団体内統合宛名システムを導入する必要がある。

なお、番号制度については、2015年（平成27年）10月5日の番号法施行日以降に住居基本台帳に記載された全ての者が対象となる制度であり、本市でも約42万人が対象となる。この対象者について、番号制度に基づいた情報連携を正確かつ迅速に行うには、コンピュータ処理が必要

である。

## イ コンピュータ処理の内容

### (ア) 中間サーバーにおけるコンピュータ処理

中間サーバーで行うコンピュータ処理は次のとおり。

#### (a) 符号管理

情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である符号と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。

#### (b) 情報照会

情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。

#### (c) 情報提供

情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。

#### (d) 情報提供等記録管理

特定個人情報（連携対象）の照会，又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する。

#### (e) 情報提供データベース管理

特定個人情報（連携対象）を副本として，保持・管理する。

#### (f) 各業務システムとの接続

中間サーバーと各業務システム及び団体内統合宛名システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連携対象），符号取得のための情報等について連携する。

#### (g) データ送受信

中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会，情報提供，符号取得のための情報等について連携する。

なお，中間サーバーを操作するための端末（以下「中間サーバー接続端末」という。）を，個人番号利用事務実施課を対象に設置する。

### (イ) 団体内統合宛名システムにおけるコンピュータ処理

団体内統合宛名システムで行うコンピュータ処理は次のとおり。

#### (a) 団体内統合宛名管理

・各業務システムにおける宛名番号（各業務システムにおいて個人を特定するための番号）を紐づけ，同一個人に対して一意となる団体内統合宛名番号を付番する

・宛名情報を管理する（履歴を含む）

#### (b) 個人番号管理

・個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け，各業務システムから個人を一意に特定できるように管理する

・団体内統合宛名番号に紐付いた個人番号を変更する

#### (c) 中間サーバー連携（業務情報管理）

・中間サーバーへ情報を照会する。及びその結果を取得する

- ・ 中間サーバーへ情報を提供する
- ・ 中間サーバーで保持しない基本 4 情報を中間サーバー接続端末からの要求により画面に表示する
- ・ 非電算事務等（システム化されていない業務及び情報連携対象者が少ない業務）について，端末から画面入力又は CSV 等のファイル連携を行うことにより，団体内統合宛名番号の付番，符号の取得，情報照会，情報提供等の処理を行う。

(d) 符号取得

- ・ 中間サーバーへ処理通番を要求する
- ・ 処理通番・個人番号とともに，CSコネクタ（住基ネット）へ符号を要求する

(e) 住基ネットとの連携支援

- ・ 個人番号の取得支援
- ・ 個人番号による本人確認情報の取得支援

(f) 共通変換機能

- ・ 各業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データについて，文字コード変換，業務コードや団体内統合宛名番号と宛名番号との変換等の必要な変換等を行ったうえ，中間サーバー又は各業務システムに送信する。

なお，団体内統合宛名システムを操作するための端末（以下「団体内統合宛名システム端末」という。）を，個人番号利用事務実施課を対象に設置する。

ウ コンピュータ処理をする個人情報

(ア) 中間サーバーにおける個人情報

- 1．符号，2．団体内統合宛名番号，3．特定個人情報の副本（番号法別表第 2 に基づく特定個人情報の副本のうち，本市が提供するもの及び情報保有機関から提供されたもの。）

なお，「3．特定個人情報の副本」については，現時点で番号法別表第 2 の複数の項番について「主務省令で定める事務及び情報を定める命令」が定められておらず特定個人情報の内容が決まらない事務があること，また，法改正により番号法別表第 2 の項番が追加され取り扱う特定個人情報が増える可能性があることから，今後情報連携の対象となる特定個人情報を含めて，包括的に諮問したい。

(イ) 団体内統合宛名システムにおける個人情報

- 1．個人番号，2．団体内統合宛名番号，3．各業務システムにおける宛名番号（各業務システムにおいて個人を特定するための番号），4．氏名，5．住所，6．生年月日，7．性別

なお，情報連携の際の特定個人情報の副本については，各業務システムと中間サーバーとの間で情報連携可能な形式にデータを整えるために，団体内統合宛名システムを中継する。（団体内統合宛名システムでは，副本の情報は保存しない。）

## エ 安全対策について

### (ア) 中間サーバーについて

中間サーバーは庁内には設置せず、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るために地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意する中間サーバー・プラットフォームを利用する。なお、全国全ての地方公共団体が、この中間サーバー・プラットフォームを利用する。

中間サーバー・プラットフォームにおける安全対策については、次のとおり。

- (a) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理するとともに、有人監視及び施錠管理を行う。
- (b) 設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
- (c) UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- (d) 特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできないようにする。
- (e) ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行い、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- (f) 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。また、運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則やセキュリティについての研修等を実施する。

以上に加え、中間サーバー接続端末の利用にあたっては、操作者を限定するために、端末にログオンする際の職員の生体認証登録を行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードを設定することで不必要な情報へのアクセスを防止するとともに、アクセスログを取得することにより、不適切な操作を防止する。ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ワイヤーロックを使用し、端末の盗難を防止する。

### (イ) 団体内統合宛名システムについて

団体内統合宛名システムにおける安全対策については、次のとおり。

- (a) データの管理にあたってはIT推進課が管理している、コンピュータ室内に設置する団体内統合宛名システムサーバーで管理・保存する。
- (b) コンピュータ室への入退室については、入室できる人員を制限し、ICカード認証及び指紋による生体認証を行うとともに、監視カメラによ

り厳重な管理を行っている。

(c) 団体内統合宛名システム接続端末の利用にあたっては、操作者を限定するために、端末にログオンする際の職員の生体認証登録を行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードを設定し、利用者ごとのアクセス権限の設定することで不必要な情報へのアクセスを防止するとともに、アクセスログを取得することにより、不適切な操作を防止する。ワヤーロックを使用し、端末の盗難を防止する。

(d) サーバー及び接続端末にはウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

#### (ウ) 共通事項

日常的な安全対策として、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータ管理運営規程」を遵守する。

### (3) コンピュータ結合について

#### ア コンピュータ結合の必要性

番号法に定められた情報連携を効率的に行うため、本市の業務システムを、中間サーバー及び団体内統合宛名システムを介して、情報提供ネットワークシステムと結合する必要がある。

#### イ コンピュータ結合の内容

次の業務システムを、団体内統合宛名システム及び中間サーバーと結合する。

##### < 結合するシステム >

住民基本台帳システム、宛名管理システム、市民税課税システム、固定資産税システム、軽自動車税課税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、保健福祉総合システム、障害者自立支援給付システム、子ども・子育て支援管理システム、保健所・保健センター業務情報システム。

中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの結合については、番号法第21条第2項、番号法施行令第20条第6項、番号法施行令第21条、番号法施行令第27条第5項、番号法施行令第28条により結合する。

また、団体内統合宛名システムとCSコネクタ（住基ネット）との結合については、番号法施行令第20条第3項第1号により結合する。

市町村、都道府県及び地方公共団体情報システム機構が管理するサーバー間を住基ネット用の専用回線によってオンライン結合することについては、2002年5月9日藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申105号によって承認を受けている。

#### ウ コンピュータ結合をする個人情報

1．個人番号、2．各業務システムにおける宛名番号（各業務システムにおいて個人を特定するための番号）、3．氏名、4．住所、5．生年月日、6．性別、7．団体内統合宛名番号、8．特定個人情報の副本（番号法別表第2に基づく特定個人情報の副本のうち、本市が提供するもの及び他情報保有機関から提供されたもの。）

なお、1～6の情報は、中間サーバーでは保有しない。また、8の情報は、団体内統合宛名システムでは保有しない。

#### エ セキュリティ対策

各業務システムと団体内統合宛名システムの通信は、庁内の業務用専用回線にて接続するため、安全性が確保されている。

また、中間サーバーとの通信は、暗号化、ファイアウォール、侵入検知等のセキュリティ対策が講じられた行政専用のL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を使用する。また、V P N装置を使用することで、地方公共団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。

#### (4) 実施時期

ア 団体内統合宛名番号の付番及び管理：2015年（平成27年）10月5日から

イ 符号の取得：2016年（平成28年）4月以降

ウ 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携：

2017年（平成29年）7月以降（ただし平成28年7月より総合運用テストが開始される。）

#### (5) 提出書類

ア 資料1 藤沢市システム概要図

イ 資料2 社会保障・税番号制度における情報システムの全体像

ウ 資料3 情報提供用個人識別符号 取得の流れ（番号法施行令第20条関係）

エ 資料4 コンピュータの結合

オ 資料5 中間サーバーにおけるコンピュータ処理の内容

カ 資料6 団体内統合宛名システムにおけるコンピュータ処理の内容

キ 資料7 地方公共団体における番号制度導入のガイドライン＜抜粋＞

ク 資料8 個人番号利用事務実施課一覧

ケ 資料9 特定個人情報データ標準レイアウト

コ 資料10 関係法令＜抜粋＞

サ 資料11 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

(ア) 中間サーバーにおけるコンピュータ処理の必要性

中間サーバーとは、情報提供の対象となる特定個人情報を保有・管理するとともに、情報提供ネットワークシステムと特定個人情報の授受を仲介

する役割を担うもので、全国の地方公共団体が設置し、国の定めた全国統一のデータ形式（データ標準レイアウト）で特定個人情報の情報連携を行う必要がある。

なお、中間サーバーについては、番号法施行令第20条第7項、第21条及び第28条の規定によりコンピュータ処理を行う必要がある。

(1) 団体内統合宛名システムにおけるコンピュータ処理の必要性

団体内統合宛名システムとは、各情報保有機関において複数の業務システム等に登録されている特定の個人を同一人として管理するために、同一個人について一意となる「団体内統合宛名番号」を付番するためのシステムである。

セキュリティ確保の観点から中間サーバーでは、個人番号及び基本4情報は保有しない。そのため、他の情報保有機関との情報連携の際は、「個人番号」を利用せず、番号法施行令第20条第1項に規定される「法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号」（以下「符号」という。）を使用して行うが、符号が各情報保有機関のどの個人かを特定するためには、団体内統合宛名番号と紐づけて中間サーバーで管理する必要がある。

また、団体内統合宛名番号が各業務システムのどの個人なのかを特定するためには、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務システムで管理する宛名情報等を紐づけて管理する必要がある、新たに団体内統合宛名システムを導入する必要がある。

なお、番号制度については、2015年（平成27年）10月5日の番号法施行日以降に住居基本台帳に記載された全ての者が対象となる制度であり、本市でも約42万人が対象となる。この対象者について、番号制度に基づいた情報連携を正確かつ迅速に行うには、コンピュータ処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が2説明要旨(2)エ(ア)(a)から(f)まで、(1)(a)から(d)まで及び(ウ)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 中間サーバーにおける安全対策

実施機関では、中間サーバーは庁内には設置せず、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るために地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意する中間サーバー・プラットフォームを利用する、としている。なお、全国全ての地方公共団体が、この中間サーバー・プラットフォームを利用する、とのことである。

また、中間サーバー・プラットフォームにおける安全対策については、次のとおりとしている。

(a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア)(d)



- (b) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置 (ア)(c)
- (c) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア)(e)
- (d) 実施機関の安全対策を確認できるようにするための措置 (ア)(a), (b)
- (e) その他受託者の安全対策を高めるための措置 (ア)(f)
- (f) 日常的な安全対策 (ウ)

以上に加え、中間サーバー接続端末の利用にあたっては、操作者を限定するために、端末にログオンする際の職員の生体認証登録を行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードを設定することで不必要な情報へのアクセスを防止するとともに、アクセスログを取得することにより、不適切な操作を防止する。ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、ワイヤーロックを使用し、端末の盗難を防止する。

(1) 団体内統合宛名システムにおける安全対策

- (a) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ)(b), (c)
- (b) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ)(d)
- (c) 実施機関の安全対策を高めるための措置 (イ)(a)
- (d) 日常的な安全対策 (ウ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(2) コンピュータ結合を行うことについて

ア コンピュータ結合を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ結合を行う必要性について、次のように述べている。

番号法に定められた情報連携を効率的に行うため、本市の業務システムを、中間サーバー及び団体内統合宛名システムを介して、情報提供ネットワークシステムと結合する必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ結合を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

各業務システムと団体内統合宛名システムの通信は、庁内の業務用専用回線にて接続するため、安全性が確保されている。

また、中間サーバーとの通信は、暗号化、ファイアウォール、侵入検知等のセキュリティ対策が講じられた行政専用のL G W A N（総合行政ネットワーク）回線を使用する。また、V P N装置を使用することで、地方公共団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められ

る。

以上に述べたところにより，コンピュータ結合を行うことは適当であると認められる。

ただし，実施機関では，個人情報の不正な照会や情報の漏洩が疑われる場合には，業務に重大な支障がない限り，直ちにコンピュータ結合を切断することを条件とする。

以 上